

岐阜県介護福祉士等修学資金及び再就職準備金貸付規程

(目的)

第1条 この貸付規程は、「介護福祉士修学資金等の貸付について」（平成30年2月1日付け発社援0201第2号厚生労働省事務次官通知）及び「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」（平成30年2月1日付け社援発0201第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する介護福祉士等修学資金（以下「修学資金」という。）及び、離職した介護人材の再就職準備金（以下「再就職準備金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定し、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(修学資金の貸付対象者)

第2条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の（１）又は（２）及び（３）の要件を満たす者とする。ただし、既に他の都道府県社会福祉協議会等から同種の修学資金の貸付けを受けている者は、重複して貸付けを受けることができないものとする。

（１）岐阜県内の次の各号に掲げる介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）を養成する施設等に在学する者であって、卒業後に岐阜県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、その他国立の施設において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）内において介護福祉士等として次条に規定する業務に従事しようとする者

① 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等、法第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等及び法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「養成施設等」という。）

② 法第40条第2項第5号の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設等」という。）

（２）岐阜県内に住民登録をし、岐阜県外の養成施設等に在学する者であって、卒業後に岐阜県の区域内において介護福祉士等として次条に規定する業務に従事しようとする者

なお、養成施設等の入学年度以前に岐阜県内に住民登録をしていた者や、外国からの留学生等で、卒業後に岐阜県の区域内において介護福祉士等として次条に規定する業務に従事する意志があると会長が認める者も対象とする。

（３）養成施設等に在学する者にあつては、次の①又は②のいずれかに該当し、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められるもの

① 学業成績等が優秀と認められる者

② 卒業後、中核的な介護職等として就労する意欲があり、介護福祉士等資格取得に向けた向学心があると認められる者

2 修学資金の貸付けを受けることができる者は、毎年度予算の範囲内で本会会長（以下「会長」という。）が決定する。

（修学資金の貸付対象者の従事業務）

第3条 前条第1項に掲げる養成施設等又は実務者研修施設等を卒業した者が同条第1項に規定する修学資金の貸付けを受けるために介護福祉士等として従事する業務は、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務とする。

（修学資金の貸付額及び貸付期間）

第4条 修学資金のうち、養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金貸付金（以下「養成施設等修学資金」という。）の貸付額は月額5万円以内とする。ただし、養成施設等に在学する者については（1）から（2）に定める額を加算することができるものとし、養成施設等に在学する者のうち介護福祉士を養成する施設に在学する者は（3）に定める額を加算することができるものとする。

（1）入学準備金 20万円以内（養成施設入学年度に限る。）

（2）就職準備金 20万円以内（養成施設卒業年度に限る。）

（3）国家試験受験対策費用 4万円以内（養成施設等卒業年度及びその前年度に限る。）

2 修学資金のうち、実務者研修施設等に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金貸付金（以下「実務者研修施設等修学資金」という。）の貸付額は20万円以内とする。

3 養成施設等に在学する貸付対象者が、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にあると会長が認める世帯を含む。）の世帯員である場合には、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、一月あたり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を加算（以下「生活費加算」という。）することができる。

4 修学資金を貸付ける期間は、養成施設等又は実務者研修施設等に在学する期間とする。

（修学資金の貸付けの申請）

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「修学資金貸付申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（1）在学する養成施設等又は実務者研修施設等の長の推薦書（別記第2号様式）

（2）住民票

（3）成績証明書（養成施設等に在学する者に限る。ただし、養成施設等の第1学年に在学する者又は入学する見込みの者は、卒業した又は卒業する見込みの高等学校又は短期大学の成績証明書その他これに準ずる証明書）

（4）生活費加算を申請する者については、家庭の経済状況に関する証明書

（5）養成施設等への入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者（以下「中高年離職者」という。）については、離職したことを証明する書類

2 養成施設等又は実務者研修施設等に在学する者は、在学する養成施設等又は実務者研修施設等を通じて修学資金貸付申請書等を提出することとする。

3 養成施設等の入学前に修学資金の貸付けの申し込みを行おうとする修学資金貸付申請者

は、修学資金貸付申請書等の提出方法等について会長の指示に従うものとする。

（再就職準備金の貸付対象者）

第6条 再就職準備金の貸付けを受けることができる者は、岐阜県内に所在する事業所又は施設に次の（２）に掲げる職種として就労した者であって、次の（１）から（４）までの要件を満たす者とする。

（１）即戦力として期待される介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

- ① 介護福祉士
- ② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- ③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）

（２）（１）に掲げる者として、居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）を有する者

（３）岐阜県内で居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者若しくは就労を予定している者

（４）直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、岐阜県福祉人材総合支援センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、再就職準備金貸付申請書（別記第1号の2様式）中、別紙様式として定める再就職準備金利用計画書（以下「再就職準備金利用計画書」という。）を提出した者

2 再就職準備金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で会長が決定する。

（再就職準備金の貸付額及び貸付回数）

第7条 再就職準備金の貸付額は、介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとして、貸付対象者が提出した再就職準備金利用計画書により用途が確認できる経費の額または40万円のいずれか少ない額とする。

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費（就職活動時に限る）
- ② 介護に係る学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
 - ⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
 - ⑥ 通勤用の靴、防寒着、避暑着、帽子等の被服費
 - ⑦ その他、再就職する際に必要となる経費として認められる経費
- 2 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

（再就職準備金の貸付けの申請）

第8条 再就職準備金の貸付けを受けようとする者（以下「再就職準備金貸付申請者」という。）は、第6条第1項第3号の事業所又は施設に就労することが決定した後、再就職準備金貸付申請書（別記第1号の2様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- （1）業務従事証明書
- （2）従事期間証明書又は給与所得証明書等、介護職員等として就労していたことを証する書類
- （3）再就職準備金利用計画書

（貸付けの決定）

第9条 会長は、第5条又は前条の申請書類を審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたときは、貸付けの決定を行い、速やかに修学資金貸付申請者又は再就職準備金貸付申請者に対し、修学資金貸付決定通知書（別記第3号様式）又は再就職準備金貸付決定通知書（別記第3号の2様式）を交付するものとする。

- 2 前項の貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「借受人」という。）は、貸付決定通知書を受け取った日から起算して、30日以内に誓約書（別記第4号様式又は第4号の2様式）を、会長に提出しなければならない。

なお、修学資金の貸付けに伴う誓約書（別記第4号様式）は、在学する養成施設等又は実務者研修施設等を経由するものとする。

ただし、第5条第3項で修学資金貸付申請書等を会長へ直接提出した借受人については、養成施設等を経由する必要はない。

（貸付金の利子）

第10条 修学資金及び再就職準備金の貸付けに係る利子は、無利子とする。

（連帯保証人）

第11条 修学資金貸付申請者又は再就職準備金貸付申請者は、連帯保証人（以下「保証人」という。）を1名以上立てなければならない。

- 2 修学資金貸付申請者又は再就職準備金貸付申請者が未成年であるときは、保証人は法定代理人とする。ただし、保証人として適当である法定代理人がいないときは、この限りではない。

- 3 第1項及び前項にかかわらず、会長が適当と認めた法人を保証人とすることができる。

（貸付金の交付）

- 第12条 修学資金の貸付金は、年2回（ただし、実務者研修施設等に在学する者については1回）に分けて交付するものとする。
- 2 再就職準備金の貸付金は、第9条第1項の貸付けの決定を行った日から、3ヶ月以内に交付するものとする。

（借用証書）

- 第13条 修学資金の借受人は、貸付決定通知書の交付を受けた後、直ちに修学資金借用証書（別記第5号様式）及び修学資金振込口座（申込・変更）申請書（別記第6号様式）を在学する養成施設等又は実務者研修施設等を通じ、会長に提出しなければならない。
- ただし、第5条第3項で修学資金貸付申請書等を会長へ直接提出した借受人については、養成施設等を経由する必要はない。
- 2 再就職準備金の借受人は、貸付決定通知書の交付を受けた後、直ちに再就職準備金借用証書（別記第5号の2様式）及び再就職準備金振込口座申込申請書（別記第6号の2様式）を会長に提出しなければならない。
- 3 修学資金の借受人は、修学資金の振込口座を変更しようとするときは、修学資金振込口座（申込・変更）申請書（別記第6号様式）を会長に提出しなければならない。

（届出義務）

- 第14条 修学資金の借受人は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。
- （1）氏名又は住所を変更したとき。
 - （2）休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
 - （3）修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - （4）留年したとき。
 - （5）停学又は退学の処分を受けたとき。
 - （6）修学資金の借受けを辞退するとき。
 - （7）保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。
 - （8）修学に関し、他の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
 - （9）養成施設等又は実務者研修施設等を卒業したとき、及び介護福祉士等の登録を受けたとき。
 - （10）養成施設等又は実務者研修施設等を卒業後、介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事し始めたとき、及び業務に従事しなくなったとき。
 - （11）業務に従事する場所を変更したとき。
- 2 再就職準備金の借受人は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。
- （1）氏名又は住所を変更したとき。
 - （2）業務に従事する場所を変更したとき。
 - （3）再就職した事業所又は施設を退職したとき。
 - （4）保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産

手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。

- 3 修学資金及び再就職準備金の借受人は、業務に従事しているため、第24条による返還債務の履行の猶予を受けている間は、毎年4月30日までに業務等状況報告書を会長に提出しなければならない。
- 4 修学資金及び再就職準備金の借受人が死亡したときは、保証人又は相続人は、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

（保証人の変更）

第15条 修学資金及び再就職準備金の借受人は、保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受け、又はその他保証人として適当でなくなったときは、速やかに代替りの保証人を立てなければならない。

（修学資金の貸付け決定の取消し等）

第16条 会長は、修学資金の借受人が次の各号の一に該当するときは、貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障等のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (5) 死亡したとき。
 - (6) 貸付後、申請内容に虚偽が判明したとき。
 - (7) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- 2 養成施設等に在学する修学資金の借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該借受人が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けられたものとみなす。

（再就職準備金の貸付け決定の取消し等）

第17条 会長は、再就職準備金の借受人が次の各号の一に該当するときは、貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 心身の故障等のため再就職した事業所又は施設での就労を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 貸付後、申請内容に虚偽が判明したとき。
- (4) その他再就職準備金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

（修学資金の返還）

第18条 修学資金の借受人は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間内に修学資金を月賦又は半年賦の均等払い方式等により返還しなければならない。ただし、虚偽申請により貸付けの決定を取り消されたときは、一括返還しなければならない。

- (1) 第16条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
 - (2) 養成施設等若しくは実務者研修施設等を卒業した日（実務者研修施設等に係る借受人にあっては、実務者研修施設等を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。）から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士に登録せず、又は岐阜県の区域内において介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事しなかったとき。
 - (3) 岐阜県の区域内において介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 第3条に規定する業務に就いた後、業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 修学資金の借受人は、修学資金を返還しなければならないときは、その理由が生じた日から起算して20日以内に修学資金返還明細書（別記第7号様式）を会長に提出しなければならない。
- 3 修学資金の借受人は、前項の規定により提出した修学資金返還明細書の内容に変更を加えようとするときは、修学資金返還方法変更承認申請書（別記第8号様式）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

（再就職準備金の返還）

- 第19条 再就職準備金の借受人は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間内に再就職準備金を月賦の均等払い方式等により返還しなければならない。ただし、虚偽申請により貸付けの決定を取り消されたときは、一括返還しなければならない。
- (1) 第17条の規定により再就職準備金の貸付けの決定が取り消されたとき
 - (2) 岐阜県の区域内において介護職員等として第6条第1項第3号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (3) 業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 再就職準備金の借受人は、再就職準備金を返還しなければならないときは、その理由が生じた日から起算して20日以内に再就職準備金返還明細書（別記第7号の2様式）を会長に提出しなければならない。

（返還債務の当然免除）

- 第20条 会長は、修学資金の借受人が次の各号の一に該当するときは、貸付金の返還債務（履行期限の到来していないものに限る。第2項において同じ。）の全部を免除する。
- (1) 養成施設等に係る借受人が養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士等の登録を行い、岐阜県の区域内において介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事し、かつ、介護福祉士等の登録日と第3条に規定する業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域、中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）第2号に規定する区域をいう。）において当該業務に従事した場合又は中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続きこれらの業務に従事したとき。
- ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、岐阜県の区域

外において第3条に規定する業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入するものとする。

また、第3条に規定する業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により第3条に規定する業務に従事できなかった期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き当該業務に従事しているものとして取り扱うものとする。

- (2) 実務者研修施設等に係る借受人が、実務者研修施設等を卒業した日（実務者研修養成施設等を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、岐阜県の区域内において第3条に規定する業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と第3条に規定する業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年の間、引き続きこれらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により当該業務に従事できなかった場合の取扱いは前号と同様とする。

- (3) 修学資金の借受人が、第3条に規定する業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務に継続して従事することができなくなったとき。

- 2 会長は、再就職準備金の借受人が次の各号の一に該当するときは、貸付金の返還債務の全部を免除する。

- (1) 第6条第1項第3号の事業所又は施設に介護職員等として就労した日から、岐阜県の区域内において、2年間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により当該業務に従事できなかった場合の取扱いは前項第1号と同様とする。

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第21条 会長は、修学資金又は再就職準備金の借受人が次の各号の一に該当するときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡、心身の故障その他会長がやむを得ないと認める理由により貸付額を返還することができなくなったとき。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
- (3) 岐阜県の区域内において本事業による貸付けを受けた期間（実務者研修施設等修学資金及び再就職準備金については1年）以上、介護福祉士等として第3条に規定する業務（再就職準備金については第6条に規定する介護職員等の業務）に従事したとき。

- 2 前項第3号により裁量免除する返還債務の額は、岐阜県の区域内において第3条に規定する業務（再就職準備金については第6条に規定する介護職員等の業務）に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間（介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業にあっては1年を180日として換算することを標準とする。なおこの期間が2年に満たないときは360日とする。）の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間（実務者研修受講資金貸付事業及び再就職準備金貸付事業の貸付額については360日）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（返還免除の申請）

第22条 第20条及び前条の規定により資金の返還債務の免除を受けようとする修学資金又は再就職準備金の借受人は、修学資金返還免除申請書（別記第9号様式）又は再就職準備金返還免除申請書（別記第9号の2様式）に、第20条及び前条の免除に係る規定に該当することを証する書面を添えて、会長に提出しなければならない。

（返還免除の決定）

第23条 会長は、前条の申請書類を審査し、返還債務を免除すべきものと認めたときは、返還債務免除の決定を行い、速やかに借受人に対し、介護福祉士等修学資金返還免除決定通知書（別記第10号様式）又は再就職準備金返還免除決定通知書（別記第10号の2様式）を交付するものとする。

（返還債務の履行猶予）

第24条 会長は、修学資金の借受人が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

（1）第18条第1項第1号又は第3号に規定する事由が生じた後も、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設等又は実務者研修施設等に在学しているとき。

（2）貸付決定時に在学していた養成施設等又は実務者研修施設等を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

2 会長は、修学資金の借受人が次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、猶予できる期間は8年を超えることができない。

（1）岐阜県の区域内において介護福祉士等として第3条に規定する業務に従事しているとき。

（2）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

3 第1項及び前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする借受人は、修学資金返還猶予申請書（別記第11号様式）に、各号の返還債務の履行の猶予に係る規定に該当することを証する書面を添えて、会長に提出しなければならない。

4 会長は、再就職準備金の借受人が、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、猶予できる期間は4年を超えることができない。

（1）岐阜県の区域内において第6条第1項第3号の事業所又は施設において介護職員等の業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

- 5 前項の規定により再就職準備金の返還債務の履行の猶予を受けようとする借受人は、再就職準備金返還猶予申請書（別記第 11 号の 2 様式）に前項の規定に該当することを証する書面を添えて、会長に提出しなければならない。

（返還債務の履行猶予の決定）

第 25 条 会長は、前条の申請書類を審査し、返還債務の履行を猶予することが適当であると認めたときは、返還債務の履行猶予の決定を行い、速やかに申請者に対し、修学資金返還猶予決定通知書（別記第 12 号様式）、又は再就職準備金返還猶予決定通知書（別記第 12 号の 2 様式）を交付するものとする。

（延滞利子）

第 26 条 会長は、修学資金又は再就職準備金貸付金の借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子（その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、会長は当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（実施細則）

第 27 条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、修学資金に関する規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規程（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づき行われている修学資金の貸付に関する事項は、本規程施行にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月26日から施行し、令和2年4月1日以降の貸付分から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年8月1日から施行し、令和2年度以降の貸付分から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度以降の貸付分から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月1日から施行し、令和4年度以降の貸付分から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度以降の貸付分から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年2月5日から施行し、令和5年度以降の貸付分から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年8月5日から施行する。

別 表

(単位：円)

年 齢	級地区分					
	1 級地-1	1 級地-2	2 級地-1	2 級地-2	3 級地-1	3 級地-2
19 歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号）」に準ずる。